

# 0. はじめに

## 0-1 はじめに

### (1) 景観とは

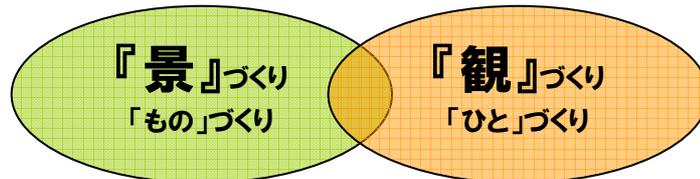
景観とは、まちなみ、風景等の空間の視覚像を意味し、「景」と「観」という言葉の合成による用語といわれています。

「眺められるモノの姿(景)」、「眺める人の心(観)」との関係を表した言葉であり、『対象としてのモノから発信される視覚情報等が、主体として人の心に与える影響』を意味しています。

「景観」とは、見る人の価値基準によって差異が生じつつも、見る主体となる人の目と心にうつる「地域の視覚的特性＝まちの個性」といえます。

「まちの個性」は目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには水の流れる音やにおいなど、人間の五感を通して感じる事ができるすべてが深く関連し合い、成り立っているものです。

景観づくりを具体的に実行していくためには、「対象となるもの(景)」と「主体となる人(観)」を常に関連づけて、双方の観点から取り組むことが必要となります。



#### 「景」があらわすもの

山や川、動植物などの自然的な要素、道路・建物などの人工的な要素、庭園・田畑などのその中間的な要素によって構成されています。

また、これらの構成要素の中で暮らす人の姿も、重要な要素になります

#### 「観」があらわすもの

見る人が感じる印象や価値観といったものの見方や考え方をいいます。

人がこれらのものを見たときの感じ方は、個々の経験や個性に支配されるため、一定ではありません。たとえば、歴史・伝統・文化・生活様式などのものと人との係わり合いや美意識といった人の価値観により同じものでも感じ方は様々です。

### 景観と風景

「景観」によく似た言葉として「風景」があります。どちらかといえば、「景観」はモノと人との関係を、「風景」は心の方に重きを置いていると考えられます。

「景観十年、風景百年、風土千年」と言われます。「美しい景観」を、イメージとして心に深く焼きつく「心象風景」や「原風景」とするためには、「時間」も必要です。



## (2) 鯖江市のこれまでの景観行政

市では、平成6年に鯖江市景観づくり基本計画（H13.3改訂）を、また平成12年に鯖江市景観条例を制定し、運用を行ってきました。

市域全域においても大規模な建築物等の新築・増改築時に事前の届出を受け、指導調整を行うことで景観保全・創出に取り組んできたほか、平成15年には、河和田中道地区を景観づくり推進地区に指定し、景観形成助成金の交付と合わせて、積極的に景観の形成に取り組んできました。

しかし、こうした自主条例に基づく景観行政は、法律の根拠を持っておらず、規制手法として「届出勧告制」にとどまっており、強制力を持たないことなどが問題となっていました。

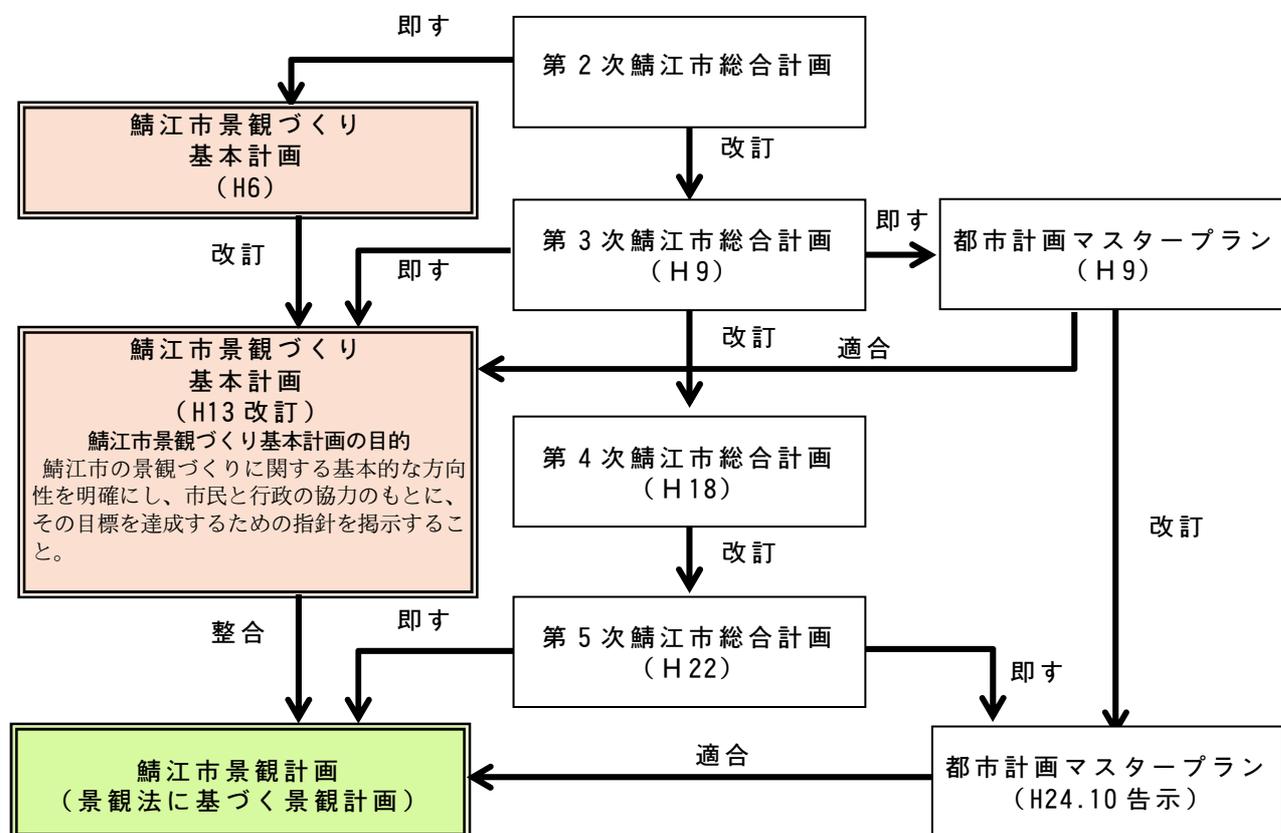
## (3) 景観行政団体への移行

平成16年度に、全国の各自治体で積極的に取り組まれている景観行政をこれまで以上に実効性を持たせる目的で、「景観法」が制定されました。これにより、積極的に景観行政を進めようとする市町村が景観行政団体になり、景観計画を策定することで、適正な制限のもと、地域の個性を活かした多様で良好な景観の形成に取り組むことができるようになりました。

鯖江市は平成20年7月10日に景観行政団体となっています。

## (4) 鯖江市景観計画の目的

鯖江市景観計画は、「鯖江市景観づくり基本計画」に定める景観形成の目標等を実現するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めるものです。



## 0-2 協働で取り組む景観づくり

### (1) 鯖江市の景観づくりのスローガン

景観は、人々の営みの積み重ねによって形づくられるものであり、鯖江市に暮らす人々全てが景観づくりの担い手となります。

景観づくりを進めるにあたっては、本計画に定める景観形成の基本理念や目標を市民、事業者、行政が互いに共有し、それぞれの役割を分担しながら継続的な取り組みを進めることが重要です。

市民と行政が協働して取り組む景観づくりの『スローガン』は以下のとおりです。

### 参加と協働、咲かせよう、美しい鯖江の景観

「景観づくり」は特別な活動ではなく、身近なところ、ちょっとしたことから始めることができます。

例えば家の周りを綺麗に掃除したり、花壇やプランターに花を植えたりすることも景観づくりの1つです。

鯖江市内でも、公民館やさまざまな団体が主体となって景観づくりの活動に取り組んでいます。「鯖江市景観形成ガイドライン」では、活動の内容や各種団体の紹介をしていますので、参考にしてみてください。

美しい鯖江市の景観を、未来の子どもたちに伝えることができるよう、出来ることから取り組んでいきましょう！！



## (2) 主体別の役割

景観形成における「市民」、「事業者」、「行政」の役割は、景観法においても責務と役割が示されています。景観法の理念を踏まえた本市における主体別の役割は以下のとおりです。

### 市民の役割

- ・ 市民の一人ひとりが景観を形成する主体であることを認識し、“まち”や“景観”に関心を持って、生活環境に対するモラルを高めていきましょう。
- ・ 建築物や工作物を建てたり、外観を変更したりする場合は、景観計画の目標や方針、基準に配慮しましょう。
- ・ 景観づくりは小さなことから、身近なところから始めることができます。自宅周辺の美化や地域での景観形成活動等に積極的に取り組みましょう。
- ・ 行政が行う景観形成に関する施策に協力しましょう。
- ・ 地域の良い景観形成のためのルールをつくりましょう。

### 事業者の役割

- ・ 事業活動により良好な景観保全に支障を及ぼすことのないようにしましょう。
- ・ 建築物や工作物を建てたり、外観を変更したりする場合は、景観計画の目標や方針、基準に配慮しましょう。
- ・ 店舗・事業所周辺の美化に努めましょう。
- ・ 周辺に住む市民との信頼関係を深め、積極的に地域の景観づくりに参加・協力しましょう。
- ・ 行政が行う景観形成に関する施策に協力しましょう。

### 行政の役割

- ・ 良好な景観を保全・形成するために、鯖江市景観づくり基本計画や鯖江市景観計画に定められた目標の実現に向け、景観計画の積極的な運用を図るとともに、必要な施策を講じ、これを実施します。
- ・ 市民及び事業者との協働の景観まちづくりを推進するための体制を整え、市民および事業者に対する指導、助言、啓発、その他必要な支援を行います。
- ・ 景観形成に関する事業や計画の展開にあたっては、周辺の市民や事業者等の意見を十分に組み入れます。
- ・ 良好な景観の保全・形成を図るため、財政上の措置、技術的な援助その他必要な措置を積極的に講じるよう努めます。
- ・ 他の行政機関と連携を図り、協力して、良好な景観の保全、育成に取り組みます。

### (3) 総合的な景観行政の推進

本計画に定める景観形成の基本理念や目標を実現するため、本計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を適正に運用するとともに、地域の景観形成活動への支援や助成などを行うなど、総合的に景観行政を推進していきます。

協働の景観づくりの進め方と行政による支援のイメージは以下のとおりです。



協働の景観づくりの進め方と行政による支援のイメージ図

## <行政の適切な支援・継続的な支援のイメージ>

### ① 景観に関する市民意識の高揚

#### a 景観づくりに関する積極的な情報提供

広報やホームページ、パンフレットなど、多様な手段を通じて、本景観計画の周知を図り、景観に関するシンポジウム等を開催するなど、景観づくりに関する様々な情報を積極的に発信し、景観づくりに関する市民や事業者の関心を高めます。

#### b 景観づくりへの参加機会の充実

景観ワークショップやまち歩き等、様々な取組みと連携して、地域への関心を促し、愛着を育む機会、景観づくりに参加する機会の充実を図ります。

#### c 景観づくりに関する市民団体のデータベース化

地域で市民に親しまれている景観資源は、市民共有の財産であり、主に写真の形でデータを収集し、活用を図ります。

#### d 景観まちづくり教育の実施

本市の未来の景観形成を担う子供達の景観に対する興味や意識の向上を図るため、副読本の制作・配布を検討するなど、景観まちづくり教育の実施に取り組みます。



河川の清掃（河和田地区）



継体大王に関する顕彰事業（河和田地区）



あんどんまつり（河和田地区）



街路樹の草むしりとポーチユラカの苗植（河和田地区）

## ② 景観に関する市民活動の支援

### a 景観づくり活動の推進と支援（景観づくり地域団体の認定）

景観づくり活動に対する情報提供や技術的支援などを行います。

地域の景観づくりの熟度が深まり、目指すべき方向性やそれに向けた取組みが具現化しつつある地域については、景観づくり地域団体となるような支援等を推進します。

### b 景観づくり地域団体への支援

景観づくり地域団体の活動に対し、必要な技術的援助やそれに係る経費の一部を助成するなど、身近な地域の景観づくりを支える支援制度の充実を図ります。

景観形成地区の指定、景観協定の締結、景観重要樹木や景観重要建造物の指定等に向けた活動に対して、技術的支援・情報提供等を行うために、地元の建築家や造園家、樹木医やカラリスト※、コンサルタント等の外部の専門家を派遣する『アドバイザー派遣制度』の創設を検討します。

※ カラリスト： 配色や色彩の効果などについて研究する専門家。

## ③ 行政内体制の整備

### a 行政内の連携による景観まちづくりの推進

市民との景観づくりを進める意識を行政内で共有します。

そのため、公共施設整備等の関係各課で構成する「庁内調整会議」を設け、本市における主要な公共施設の計画・設計内容について、主として景観づくりに係るチェックや調整、情報交換等を推進します。



吉川公民館周辺花壇整備（吉川地区）



吉川公民館周辺花壇整備（吉川地区）



三床山登山道整備（吉川地区）



三床山登山道整備（吉川地区）